



文京区選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項等の規定における選挙権を有する者の総数の三分の一の数、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十一項等の規定における選挙権を有する者の総数の六分の一の数、地方自治法第七十四条第一項等の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年六月一日

文京区選挙管理委員会



- 一 三分の一の数 六万二千五百八
- 二 六分の一の数 三万二千二百五十四
- 三 五十分の一の数 三千七百五十一